

令和5年度第1回大和市介護保険サービス審議会 議事録 (案)

- 1 日 時 令和5年11月30日(木) 午後3時00分から午後4時00分まで
- 2 場 所 大和市保健福祉センター 501会議室
- 3 出席者 委員7人(長谷川委員、江畑委員、中野委員、野口委員、天野委員、中澤委員、嶋澤委員)  
事務局6人(介護保険課長他5人)
- 4 次第
  1. 開会
  2. あいさつ
  3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営状況について
  4. 大和市指定サービス等事業所の指定・廃止等について
  5. 第9期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
  6. その他について
  7. 閉会
- 5 会議資料
  - 資料1-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要
  - 資料1-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用例
  - 資料2 大和市介護保険サービス等事業所の指定等について
  - 資料3-1 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)骨子案
  - 資料3-1 (別紙)
  - 資料3-2 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)
  - 資料3-3 看護小規模多機能型居宅介護の概要

【会議の詳細】

1. 開会  
事務局から、開会のことば
2. あいさつ  
会長・介護保険課長から、あいさつ
3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営状況について  
事務局から、資料1-1、1-2に基づき説明  
質疑応答
  - A委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数は何人くらいか。
  - 事務局 現時点で利用者は一桁台である。ニーズとしては、病院から退院した直後の方が短期間で利用する回復期にあたる場所ではこのサービスのニーズがあり、相談自体は複数受けていると伺っている。介護サービス

の利用にあたっては、利用者の状態や生活環境からケアマネジャーが必要性を判断し、利用料も考慮した上で利用を決めていくものになる。これからは利用者も増えていくものだと思うが、報酬の請求は数か月先という状況もあり得るため、利用人数をリアルタイムに捉えることは困難である。

A委員  
事務局 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料はどのくらいか。  
要介護5で1割負担とした場合、3万円程度の自己負担が発生する。これは、介護保険サービスの部分のみの費用として考えると、例えば、特別養護老人ホームに入所するより高い金額ということになる。そのため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については必要な期間だけ使うという想定の方が多いと思われる。

A委員 色々な事情でそうなっているのだろうが、自己負担が大きいため利用の促進は難しいのではないかと思う。介護と看護の職員が同時に訪問することもあるため、仕方がない面があることは理解できる。

B委員 ケアマネジャーの立場からすると定期巡回・随時対応型訪問介護看護は非常に良いサービスと考えられるが、月額報酬が固定のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用するのか、訪問介護と訪問看護を個別に利用するのか、ケアマネジャーが検討していくことになる。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、緊急時の対応があるが、経済的な負担が大きい。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、大和市では初めて開設され、また、神奈川県内でも、それほど多く事業所があるわけではないため、ケアマネジャーとしても利用検討が難しいと考えられる。必要な方にとっては良いサービスだが、利用回数が減っても利用料が変わらないため、サービスを切り替えるタイミングは難しい。

C委員  
事務局 一日に4、5回利用する方はいるのか。  
個々の把握は難しいが、一日に複数回利用することを前提にしているサービスである。

A委員  
事務局 利用者はかなり重症ということか。  
重症の方もいれば、服薬介助のため20分に満たない短時間のサービスを複数回といった利用も考えられる。

A委員 ケアマネジャーは、大和市に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が開設したことをご存じか。

B委員 存じている。また、先日、大和市が開催したケアマネジャー連絡会でも説明があった。なお、類似するサービスとして、小規模多機能型居宅介護という通所介護と訪問介護と短期入所生活介護が一つになっているサービスがあり、このサービスは大和市内に複数ある。多くのサービス種類から利用者のニーズも考慮しつつ、介護サービスを選択していくため、色々検討する必要がある。

4. 大和市指定サービス等事業所の指定・廃止等について

事務局から、資料2に基づき説明

質疑応答 なし

5. 第9期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

事務局から、資料3-1、3-1（別紙）、3-2、3-3に基づき説明

質疑応答

A委員 8期計画から変更した部分はどこか。

事務局 介護保険サービス審議会に関するところでは、施設整備について、8期計画の特別養護老人ホームを1施設整備に対し、9期計画の骨子案では、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実を検討している。また、計画自体の話では、9期計画の3か年の介護給付費を見込み、介護給付費の中から国の定めた23%を集めるために介護保険料を決めることも含まれている。

A委員 計画策定は市単位で行うのか。また、計画策定は国からの指示か。

事務局 介護保険の事業計画については、都道府県と保険者が行う。保険者には、市、特別区、複数自治体が集まった広域連合がある。計画策定は法律で定められており、国の基本指針に沿って各都道府県が計画をたて、その計画に基づいて各保険者が計画をつくる。これは、国で仕組み定めている全国的な制度となっている。計画策定が必要となった経緯としては、以前は、同じ介護保険料だったが、地域ごとの介護サービス事業所の充実状況、年齢構成、介護サービスの利用状況は異なることから、各保険者が必要な介護給付費を集めるために介護保険料の設定できるようにしたものである。

A委員 同じ神奈川県内でも介護保険料が異なるということか。

事務局 保険者ごとに介護保険料の基準となる段階、具体的に本人は非課税で世帯に課税の方がいる状態を、大和市では第6段階として基準段階としている。全国的には、基準額を保険者ごとに比較する方法があるが、所得の高い段階の方が多いところでは基準額が低かったり、所得の低い段階の方が多いところでは基準額が高くなっていたりするので、一概に基準額のみで比較することもできない。

D委員 35ページの具体的な取り組みで地域密着型サービスの市町村域を超えた利用（広域利用）への検討とあるが、9期計画では地域密着型サービスを大和市以外の方も利用できるように検討を進めているのか。

事務局 この内容については国の方向性に基づいて記載しているが、具体的にどういふことをすべきなのかが示されていない状況である。これを入れた背景には、例えば特別養護老人ホームに空きがないという考えが

あったが、地域によって空きが出始めていると聞いており、地域密着型サービスの利用者が少ない地域や稼働率が低い地域を上手く機能させるためということが考えられる。国の方向性にあるため、骨子案に掲載おり、国から詳細が示され次第検討を進めていく。

## 6. その他について

事務局から、次期の委員公募について説明

現在の介護保険サービス審議会の委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっている。そのため、今後、令和6年4月1日から令和8年3月31日の委員の募集を行う。

市民公募については3名の募集となっており、応募希望者は、令和5年12月15日から令和6年1月15日の期間に申込書と小論文を介護保険課へ提出いただき、選考委員会によって選考する。詳細は、大和市ホームページと広報やまと12月1日号に掲載する。

なお、公募委員の募集とあわせて、各団体からの推薦もお願いすることになる。令和6年2月頃に、現委員の所属する団体に対し、推薦の依頼をさせていただく予定である。

## 7. 閉会

職務代理から、閉会のことば